

1 利用停止請求権について

(1) 国、神戸市の現状

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の内容

国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日公布、公布後2年以内の政令で定める日から施行。以下「行政機関法」という。)に規定される利用停止請求権の概要は、以下のとおりである。

ア 何人も、個人情報の不適正な取得、限度を超えた個人情報の目的外の利用又は提供に対して、個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求できる。(行政機関法第36条第1項要約)

イ 自己の個人情報の開示請求を行い、開示を受けた者は、利用停止の請求ができる。(行政機関法第36条第3項要約)

ウ 行政機関の長は、利用停止請求に理由があると認められる場合、必要な限度で利用停止をしなければならない義務がある。例外として、事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障がある場合には利用停止義務を負わない。(行政機関法第38条要約)

エ 行政機関の長は、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止を行うか行わないかの決定(以下「利用停止決定等」という。)を行う。(行政機関法第40条第1項要約)

当初の決定期限内に利用停止決定等を行うことが事務処理上の困難等がある場合、当初の決定期限を30日以内に限り延長できる。(行政機関法第40条第2項要約)

特例として、利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合、相当期間内に利用停止決定等を行えば足りる。(行政機関法第41条要約)

現行の「神戸市個人情報保護条例」の内容

現行の「神戸市個人情報保護条例」(平成10年4月1日施行。以下「市現行条例」という。)には、個人情報の収集が適正に行われなかった場合等に、決定を受けた者は自己情報の削除を請求することができる。(市現行条例第22条第2項要約)

また、個人情報の目的外の利用、提供に関する制限に違反した場合には、「是正の申出」を行うことができる。(市現行条例第26条要約)

(2) 制度審議部会の考え方

個人情報の目的外の利用、提供に関する制限に違反した場合に利用の停止又は提供の停止を請求できる請求権を設けることが妥当である。その際、市現行条例を踏まえつつ、行政機関法に準じた利用停止請求権を設けることが妥当である。

検討事項

ア 「決定前置、開示前置について」(市現行条例第22条第2項、行政機関法第36条第3項)

行政機関法では、開示を受けた者が利用停止請求できる(開示前置)が、市現行条例では、決定を受けた者が削除請求できる(決定前置)こととしている。

(制度審議部会での主な意見)

- ・開示されたものを利用停止請求の対象とする方が、明確になる。
- ・市現行条例の削除請求権では決定前置を採用している。
- ・決定前置であれば、非開示決定となっても、権利行使できる。

イ 「利用停止義務の例外について」(行政機関法第38条)

(制度審議部会での主な意見)

- ・例外規定が適用される事例とはどのようなものか、わかりにくい。
- ・例外規定がない方が、個人情報保護に手厚いといえる。

ウ 「利用停止を行うか行わないかの決定の期限と期限の特例について」

(行政機関法第40条、41条)

エ 利用停止請求権を設ける場合の「是正の申出」について(市現行条例第26条)

(制度審議部会での主な意見)

- ・市民感覚としては、幅広く、柔軟に対応できる是正の申出があってもよいように思う。
- ・是正の申出と利用停止請求権の2つの制度があると、市民から見てわかりづらく混乱する。
- ・是正の申出が廃止されても、現行の苦情処理制度で対応できる。

2 罰則について

(1) 行政機関法の内容 (市現行条例に規定なし)

行政機関法に規定されている罰則の概要は、以下のとおりである。

対象者 職員、受託事業者の従事者

対象行為と罰則

ア 電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成された情報の集合物であって、個人の秘密事項が記録された公文書を正当な理由なく提供した場合

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(行政機関法第53条要約)

イ 不正な利益を図る目的で、業務に関して知り得た保有個人情報を提供又は盗用した場合

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(行政機関法第54条要約)

ウ 専ら職務の用以外の用に供する目的で、職権を濫用して個人の秘密が記録された文書等を収集した場合

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(行政機関法第55条要約)

(2) 制度審議部会の考え方

市の職員、受託事業者の従事者について、行政機関法に準じた罰則を設けることが妥当である。

ア 行政機関法の罰則は、国の職員の悪質な違反行為に対して罰則を科している。

イ 個人情報を取扱うのは、市の職員も国の職員も同じであるから、市の職員に対する罰則も国の罰則規定に準じて規定すべきである。

(制度審議部会での主な意見)

- ・情報を使う側も、きちんとした取り扱いをされると考えられるので、罰則はあった方がよい。
- ・罰則でどこまで個人情報の保護を担保できるかわからないので、罰則に積極的に賛成できないが、流れとして仕方ないと思う。
- ・市の事務処理を受託する事業者の従事者は、市が本来行う事務を市に代わって個人情報を取り扱うものであるから、市の職員と同様の罰則を設けるべきである。
- ・罰則には構成要件が明確であることが求められる。
- ・法律は罰則の対象を悪質なものに限定していると思う。
- ・罰則の対象は公文書に記載された個人情報に限定するのではなく、広く個人情報一般に広げておいた方がよい。
- ・市の個人情報保護制度に適合した形で条文化を検討すべきである。